

会 議 録

会議名 (付属機関等名)		平成30年度 第3回川西市景観審議会	
事務局(担当課)		都市政策部 都市政策課	
開催日時		平成31年3月25日(月)午前10時~午前11時45分	
開催場所		川西市役所 4階庁議室	
出席者	委員	澤木委員、平田委員、中江委員、栗山委員、李委員、森島委員	
	事務局	都市政策部 篠崎副部長、 都市政策課 堀内課長、米田課長補佐、足立副主幹、角田主任	
傍聴の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数 0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第		議 題 (1) 議案第1号 川西市公共施設等景観形成ガイドラインの策定について (答申) (2) 報告 景観計画の普及・啓発について(平成30年度事業の報告)	
会議結果		(1) 議案第1号 審議経過のとおり (2) 報告 審議経過のとおり	

審 議 経 過

事務局	<p>只今から平成30年度第3回川西市景観審議会を開催させていただきます。</p> <p>私、本日の司会進行をさせていただきます都市政策部の篠崎でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>開会にあたりまして、澤木会長よりご挨拶申し上げます。</p>
会長	<p>本日は年度末のお忙しい中、ご出席賜りましてまことにありがとうございます。</p> <p>本日の議題ですが、川西市公共施設等景観形成ガイドラインの策定について、今まで議論を重ねてまいりました原案につきまして、答申をさせていただく予定でございます。その他に、事務局より今年度の事業報告をしていただきます。委員の皆様方にはそれぞれのご専門の立場からご意見を賜りますようよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、委員の出席についてご報告させていただきます。委員7名のうち、本日も出席いただいているのは6名でございます。従いまして半数以上の出席をいただいておりますので、川西市景観審議会規則第6条第2項の規定に基づき、本日の審議会は成立いたしましたことをご報告申し上げます。</p> <p>それでは議事進行は澤木会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは議事に入らせていただきます。</p> <p>議題(1)議案第1号「川西市公共施設等景観形成ガイドラインの策定について」であります。本議案につきましては、ちょうど1年くらい前になりますが、平成30年3月26日付けで市長より諮問を受けており、本審議会にて審議を行ってまいりました。本日は事務局が作成した原案に基づき、川西市長に答申する予定としております。それでは、事務局より説明をいただき、その後質疑・意見交換をさせていただきたいと思っております。</p>
事務局	<p>(事務局説明)</p>
議長	<p>ご意見、ご質問等はございませんか。</p>
委員	<p>これまでの審議をまとめられたと思うのですが、よくできており、出来上がった分に関しましてはこれ以上議論することはないと思います。これからは基本的な運用の方が大事になってくると思うのですが、このカルテの対象になりそうな件数は大体どのくらいになりそうですか。</p>
事務局	<p>道路だけで申しますと、維持管理が1400件、新設道路は数件です。</p>
事務局	<p>実際には維持のためのメンテナンスの方がほとんどで、新設の事業は少なくなっておりまして、年間どのくらいになるかはここでは分かりません。道路で言いますと、新設の事業としての都市計画道路は現時点では2路線です。下水道の方は把握しておりませんが、</p>

	公園は維持がメインになります。
委員	これから運用となりますと、どのくらいの数が対象になるのかと、どのように管理していくのかという話が大事になってくると思います。 それから、今年の景観賞は前回の審議会で決まったものになりましたか。
事務局	この次の議案で説明させていただきますが、前回の審議会で決定したものがそのまま最終的に事務局決定になっております。
委員	景観賞等もこういったものと合わせて、一緒にやっていくことが非常に大事かと思っております。
事務局	運用につきまして、本来は今のガイドラインですと各事業課が全ての事業でカルテを作成しなくてはならないのですが、ご意見でもありましたようになかなか現実的ではありませんので、来年度につきましては試行的な運用として道路整備課や公共建築を担当する部署等と協議をして1件ずつ抽出をしてもらい、その内容についてカルテを作成してもらい、都市政策課はカルテがどのように作られるのかをチェックしながら、運用について適宜協議をしながら進めていきたいと思っております。その内容を踏まえて、来年度以降、対象規模を例えば金額で定めるのか、建築物であったら規模で定めるのかといった運用の形を作っていきたいと考えております。
委員	対象になるのは、主に面的なもの、線的なものどちらになるのでしょうか。
事務局	道路景観の景観類型は線的なものになりますし、建築物の場合は点的な景観が各所に造られるということになります。
委員	ガイドラインの主な対象はどのようなものでしょうか。
議長	一番分かり易いのは18ページに新たに付け加えていただいた表だと思っておりますが、一番左側に対象となる公共施設の例として、道路、河川、橋梁等と書かれておりますので、行政ベースでいくとこういった分類で書かれている施設になると思っております。
委員	建築物においては公共施設が対象になるのですか。
事務局	この分類でいきますと、建築物は公共建築物等の項目に該当しておりまして、どのような指針に配慮していくかを表でまとめております。
委員	そういったものを、今後どのようにケアしていくのが、このガイドラインを作った一番の目的でもありますので、それをどうやっていくのが非常に重要になってくると思います。
議長	ありがとうございます。

	<p>それに関連してですけれども、事業担当課で対象が1件ずつとなっておりますが、新設道路は開発事業者が年間30件くらい自前で造ったものを後で管理を移管してくるということですので、維持管理と新設それぞれ1件ずつにする等、特に新設の方はできる限り網羅していくような意識をしていただいた方が良いのではないかと思います。公共建築物等はそんなにたくさん急にできるものではありませんので、できるだけ最初から網羅していくような目標で行っていただければと思います。新年度、何か公共建築物の建設予定というのがありますか。</p>
事務局	<p>着手が最終的に決まった話ではないのですが、キセラ川西の地区内に病院の建築が計画されていますので、その件につきましてはすでに事業担当課とこのガイドラインが策定された後、どう運用していくかの協議を進めております。</p>
議長	<p>新規の方が制限しやすいと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。維持管理の方は道路の性格とか物理的特性、公園ですと種別や立地にもよりますが、いくつかのタイプがあると思いますので、維持管理が主体だと思いますが、こういうタイプの道路、公園は、こういうところに今後景観形成上改善の余地があるなど、維持管理の中でうまく的を絞れるようなカルテができると良いと思います。</p> <p>その他、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>初年度の運用ですが、例えば旧黒川小学校のようなものを改修するとか、そのような計画は今のところないのですか。</p> <p>またそれに関連して、公民館の建て替え等も以前から話があったと思いますが、来年度にあるのでしょうか。もしあるのであれば、優先的に行ってもらいたいという希望があります。最初に無難なものをやるのではなくて、割としっかり意見をつけられるようなしっかりしたものを初年度にチャレンジしていただきたいと思います。集落景観の中で公共施設の計画があれば、優先的に行っていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>黒川地区の土地利用や公民館の建て替えにつきましては、数年前から観光部署と都市政策部で協議はしておりますが、まだいつから着手するといった情報は入ってきておりません。今おっしゃられたように行なうなら効果的な物ということは私も思っておりますので、協議しながら進めさせていただきたいと思います。</p>
委員	<p>先程からご意見が出ていますように、やはり運用が問題になってくると思います。ガイドラインの利用はクリアすべき最低基準として考えるのではなくて、皆で良いものを造っていく材料にしましょうという精神を書き込んでいただいたのですが、ホームページで公開するということですので、そこに関連して、こういうカルテを利用して、こういう風にしたのでこのように良いものができましたと紹介するページを設けてはいかがでしょうか。良いものを紹介しますので良いカルテを出していただだけませんかというように、ただカルテをチェックするだけのものではなくて、これを活用することによって良いものができたアピールをしていただき、川西市はこのように良い景観づくりを公共施設が先頭に立って行っているのだということをアピールしていきたいので、その材料になるようなものを出していただだけませんかという問いかけを各課にしていっていただけたらと思います。</p>

事務局	<p>ホームページはただ単純に本編を公開するだけではなくて、積み重ねていったカルテについて発信していく材料として使いたいと思います。</p>
議長	<p>事業担当課の方が、このカルテを作ろうと思うモチベーションになるような見せ方して欲しいですね。ぜひ、お願いします。</p>
委員	<p>庁内説明会の主な意見と対応につきまして、道路整備課からのご意見として、「構想・計画」、「設計・施工」、「維持・管理」の各段階においてカルテを作成するのではなく、設計・施工段階を当初とし、変更がある場合は協議すれば良いのではということでしたが、今回の目的は、どうすれば誰もがチェックすることができるのかということでしたので、本来は構想・計画のイメージを皆さんが共有するということが一番大事なはずだと思います。カルテという形で出たために、出口に近い方からチェックすれば良いのではないかなというご意見が出てきており、できるだけ簡易化したものにして欲しいということだと思いますが、むしろカルテの段階で確認するのではなく、構想計画の段階でこそイメージを共有できればその後はスムーズですよという方向付けができると、より良いものができるのではないかと感じました。ご苦勞を承知で申し上げますが、ガイドラインそのものの説明と共に、構想計画のイメージ作りの話を合わせて協議いただけると、例えばその後の個々の道路の種類があるという話の時に、個々の修理の大前提として構想計画をイメージしてもらえるのでありがたいです。その時に、ガイドラインをチェックするだけではなくて、誰とどういう話をしたのかという記録残していただき、このカルテの使い方の共有も目指していただけると、利用者側も面倒だと思わずより良く使っていただけるとと思いますのでよろしくお願いします。</p>
事務局	<p>構想計画段階のイメージの共有につきましては、例えば新設路線をその後維持管理するにあたって、このような当初からのカルテがあれば作業もスムーズに全員が同じ景観形成の目標を共有しながら維持管理できると思いますので、今後、事業課との協議を進めながら体制作りを検討していきたいと考えております。</p> <p>カルテにつきまして、本編についてはホームページに掲載することで、ある程度カチッとさせるのですが、カルテは柔軟に中身を変えていこうと思っておりますので、今後の運用で使い辛いところがあれば変更しながら運用していきたいと考えております。</p>
議長	<p>カルテに関して、いつ、誰と誰が、どのような協議をしたか、協議簿のようなものをこの後に加えていただいて、記録をきちんと残して欲しいということですね。</p> <p>先程の道路の構想段階の重要性につきましては私も同感なのですが、実際に道路を担当している課からすると事業は日々のメンテナンスが多いと思いますので、そうすると構想計画も大事なのですが、カルテが維持管理の方でも何か一定の役割を果たすべくところも重視しておかないと、うちの課はあまり構想するところはないのでカルテは関係ないと思われるかもしれませんが、その点も少し配慮いただけたらと思います。</p>
委員	<p>対象になる道路は市道だけですね。国道、県道は国交省や県庁の管轄ですね。</p>
事務局	<p>管轄的にはそうなります。兵庫県なら今回のガイドラインよりも具体的な基準を定めた道路マスタープランがあり、国も同様にガイドラインを定めていますので、それらはもちろん準用していただくのですけれども、市の景観形成の考え方はこうですということ</p>

	<p>で、今回も策定の進捗情報を事前に説明しに行かせていただいて、本編が完成した暁には、このようなことを踏まえて計画してくださいというお願いレベルなのですが、お伝えさせていただく予定でございます。</p>
委員	<p>8年くらい前、私は国交省管轄の大阪国道事務所で、国道1号線の関目5丁目から蒲生4丁目の1kmの両側にストリートファニチャーをデザインしたことがあります。ガイドラインで言っている維持管理というのはただ単に道路面だけではなくて、例えば柵や歩道ブロック、街灯、バス停等の道路に関連している施設の全てが対象になるかと思うのですが、周辺住民に対して毎日使うこの道路をどのようにして欲しいかというアンケート調査をした結果、単なる移動のためだけの道路ではなくて、生活のための道路として緑や楽しさが欲しいという要望がありました。それを踏まえ私が提案したのは、柵は車道と歩道を分離するためだけのものではなくて、機能は守りながら例えば眼鏡の形をした柵にするとか、普通のまっすぐな街灯ではなくて面白いデザインにしましょうというように、どこにもないような景観にしていきました。市道に関してはどのようにするかを市が実行できる立場にありますので、そういったものに対して提案するのもありかと思っております。道路に面している施設については、今はほとんどなくなっていますが電話ボックスであるとか、バス停とか、防護柵だとか、後は道路のタイルもデザインしました。これらは市ごとに独自性を出すために必要な要素かと思っております。それに関しては、構想や計画の段階で面白いことをやっていきたいと思います。提案できるかもしれません。ただ単なる道路面の維持管理だけだと、このガイドラインが適用するかというところと違うという意見で外して欲しいということになるかもしれませんが、そうではない分野では構想や計画といったものが、このガイドラインから出てくるかもしれません。</p>
事務局	<p>ガイドラインを運用するに当たって、皆さんに注目される場所と注目されない場所があります。維持メンテナンスに関しましては、1400件全てに注力するのではなくて、アンケートを取るところまではいかないのですが、注目される場所を中心にガイドラインの運用を行っていき、効果的な指導ができれば良いと考えております。</p> <p>来年度は1件ですが、国道1号線のこと等を勉強しながら増やしていき、新規道路等についても考えていきたいと思っております。</p>
委員	<p>ガイドラインの修正、ありがとうございます。ガイドラインの42ページのところで、のぼりの写真は川西能勢口駅前のイメージに合わないから削除したらいかがでしょうかという提案をして対応していただきました。しかし、それを消してしまったらイメージ図がメインになってしまい、にぎわいをイメージした図だと思うのですが、上の文章には必要以上の多色使用による色彩の氾濫には注意が必要であると書かれておりますが、この図は色彩が氾濫しております。この部分はホームページに公開するのですよね。</p>
事務局	<p>はい、ホームページで公開します。</p>
委員	<p>そうするとこの図はまずいのではないのでしょうか。写真がなくなると、この図に目がいって、気になってしまいます。これは何が原因かというところ、全ての建物にアクセントカラーを使ってしまっていることが原因です。それと、のぼりとバナーの数が多くて、しかも色が紫色というアクセントカラーを使ってしまっているから多色使用として氾濫</p>

	<p>してしまっているのですが、もしこの図の修正が可能であるのなら、正直のぼりはいれない方が良いでしょう。特に駅前でのぼりがいっぱいあるというのは、景観が煩雑になるので望ましくないのを削除していただき、それができないのであれば、のぼりとバナーの色をアースカラーやグレー、ベージュにするとか、図の修正が必要かと思いました。</p> <p>それから道路整備課のご意見につきまして、先生方のご意見に強く賛同しております。構想計画段階をスキップしてしまうと、元々なぜその景観の意図でこの図案になったのかということが共有できなくて、結局構造的にこうしようとか、一番楽な方法で修正しようということになってしまいますから、構想計画段階を共有することこそが大事であって、それをするためにうまくこのカルテという手段を利用してもらえるような状況に、運用を考える時にしていただきたいと強く思います。</p> <p>それから運用スケジュールにつきまして、1件ずつというのは他の部署との関係上というのはよく分かるのですが、運用を考える上で、これで運用がうまくいくのではないかと考えるに当たってのデータの数としてはとても少なすぎるのではないかと思います。とりあえず来年は1件なのかもしれませんが、協議の中でどんなバリエーションがあるのか、維持管理であったらこのようなプロセスを経ますとか、新設だったらこの部署とこういう協議を経て出てきますというように、多分パターンがいくつかあると思いますので、カルテは柔軟に変えていくということだったので、そのパターンを見つけるために来年度は色々な部署の方と協議を進めていただきたいと思います。別に1件に限らなくても良いと思っておりまして、交渉次第でしょうが1件に限らずさせてもらえませんかという風をお願いして、運用を考えるに当たって、色々なパターンを出して欲しいというようにお願いした方が良いでしょう。また、運用する際に、ここの場所を効果的に行ったら分かり易く景観が良くなったという場所から重点的に行っていくのか、広く維持管理の中でちょっとずつ景観を良くしていく方法を重点的に行っていくのか、もちろん両方行うのが一番良いのですがなかなかそれも難しいと思いますので、どちらの方針でいくかは来年度の運用を考えていくに当たって少しは決めていく方が良いでしょう。景観計画を作って、頑張ってきたことが目に見えて分かるということは市民に対するアピールにもなりますから、広くやっていくことは重要なのですが、私は最初の段階であれば新設部分で効果的に目に見えて良い景観になった所をアピールできるところからやっていくのが一つの戦略かと思います。</p>
議長	この図の修正は可能ですか。
事務局	はい。色の変更でしたらできると思います。苦肉の策で、印で高彩度色の使用に注意と書いてはいたのですが、ご指摘いただきましたので修正をさせていただきます。
委員	<p>1点目、13ページの多田神社の写真ですが、これは一般的な所から見た写真ではなくて敷地内に入ってから見える写真になります。景観的には道路から見た写真の方が良かったのかと思います。</p> <p>2点目、34ページの写真はどこの建物ですか。</p> <p>3点目、43ページの5.公共建築物等(新築・増築)がありまして、改修工事が抜けていますが、増築の中に改修が含まれるということによろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>1点目の多田神社の写真につきましてはまだ修正できます。公共施設のガイドラインになりますので、公共物から見えるような写真に変更させていただきたいと思います。</p> <p>2点目の木質素材を用いている例の建築物につきまして、生駒市だったと思うのです</p>

	<p>が、景観計画を作っている時の素材写真を使っており不確かですので、確認してお答えさせていただきます。</p> <p>3点目、新築・増築と書きましたのは、書いてあるとおりで新築・増築のみでございます。改修や外観変更につきましては、建築物の場合は大規模であると景観条例で届出義務が生じ、そちらで確認ができますので、カルテを作成してもらう分につきましては新築・増築のみを対象としております。</p>
委員	<p>歴史的な建造物で言えば、新築・増築よりも改修の方が主になると思うので、改修は景観にとっては重きになるかと思うので含まれたら良いと思うのですが。以前には改修を除くという表現がありましたので、それが消された時点で改修が含まれたのかと思ったのですが。</p>
事務局	<p>表現の修正をしまして、除くという書き方をやめて対象の物をそのまま全て表記するような書き方に修正させていただきました。</p>
委員	<p>今のところは、改修は含まれているのですか。</p>
事務局	<p>ガイドラインの対象ではあるのですが、今のところ改修単体ではカルテ作成の対象ではありません。ガイドラインの基準全てが外れる訳ではないです。</p>
委員	<p>43ページに載っている写真は全て川西市にある写真ですよね。</p>
事務局	<p>はい、全て川西市内の写真でございます。</p>
委員	<p>他の写真には全てキャプションがついていて場所が分かりますが、この写真にはついていませんのでつけた方が良くと思います。</p>
事務局	<p>はい、分かりました。</p>
議長	<p>44ページのカルテ利用のフローにつきまして、運用の流れとして構想・計画段階、設計・施工段階、維持・管理段階となっておりますが、事業担当課の方にはこの表は分かり易いと思います。しかし、21ページから23ページの5-2共通指針の説明では、A景観の保全・形成段階、B景観の形成段階、C景観の維持・保全段階と表現方法が違いますので、これをそのまま生かすとすれば、A景観の保全・形成段階（構想・計画段階）にする等、事業課の方が分かり易い表現方法にした方が良くと思います。そうするとA、B、Cの段階を理解してくれるのではないかと思います。</p>
事務局	<p>分かりました。他の修正と合わせまして、追記するようにいたします。ありがとうございます。</p>
委員	<p>21ページから23ページのこの並びでしたら、時系列に対応しているということですか。</p>

事務局	はい。前回の審議会の案では指針の時間軸がバラバラに並んでいるというご意見をいただきましたので、現時点を軸にして過去と未来にグルーピングをしております。
委員	これは形成される側としての指針として、構想・計画段階と対応していますよね。
事務局	重なる部分もあります。
委員	これは、読む人が時系列だと分かるでしょうか。どこかにそのことを記載しておかないと、いきなりAだと分からないのではないのでしょうか。
事務局	意味があって分けているという説明書きを入れた方が良いということですね。
委員	段階と対応しているならば、それも一緒に合わせて、いきなり指針からA、B、Cではなく段階説明をしてからの方が良いと思います。
議長	17ページの第5章の冒頭のところに少し、共通指針ではこれを段階的に示していますとは書かれていますが、これに当たるものが5 - 2の冒頭にもあった方が分かり易いですかね。ここであると、保全形成と、形成と維持保全と言い方が違ってくるので、これを統一していただいた方が良いですね。
委員	24ページに擁壁について書かれていますが、擁壁というのは景観を壊したりする一番の要因かと思うのです。ただ、うまくやっていけば景観の個性にもつながりますので、擁壁が対象だということが文章だけで伝わるのかと思いました。
事務局	本来なら例示のイラスト等があるべきなのですが、そのような作成の技術がなくて載せることができませんでした。
委員	事例写真とかはないですか。
事務局	事例写真でしたらあると思います。
事務局	緑化ブロック等の写真を入れた方が良いということですか。
委員	実際に良い景観を作りだしている擁壁とか、住宅地には結構あると思いますので、それを写真で載せるとビジュアルでよく分かると思います。後は断面図として示す方法もあります。
事務局	例示写真について、これまでに計画書を作ってきた時の資料がありますので、参考となる写真があるか確認いたします。

委員	文章よりは、写真でビジュアルに訴えた方が分かり易いのでお願いします。 それと、このガイドラインは何かをイメージされながら作成されていますよね。
事務局	ベースは兵庫県が作成している公共施設の指針の内容で、川西市の現状に合わせて加筆修正したのになっております。
委員	川西市バージョンでここにあるものを見せるとよく分かると思います。
議長	擁壁に限らず全てに掛かってくる話になりますね。
委員	写真がありますと、全てイメージできると思いますのであった方が良いでしょう。
事務局	例示写真につきましては、ご意見が分かれる部分もあると思いますので、一旦ご意見として預らせていただいて、今後、改変していく際には盛り込んでいきたいと思っております。
議長	付帯意見とさせていただきます。 その他、いかがでしょうか。 細かいところの修正をしていただく必要がありますが、この答申原案を皆さんにご承認いただけたらと思っておりますが、よろしいでしょうか。
	(「はい」の声)
議長	それでは議題(2)議案第1号「川西市公共施設等景観形成ガイドラインの策定について」、来年度の運用を実質的なものにするために色々ご意見が出ていましたので、よろしくをお願いします。 それでは、本議会で決定しましたこの答申案を市長の方に答申させていただきます。
事務局	本日、いくつかご意見をいただいておりますので、それを盛り込んで、再度送付させていただきます。
議長	一度、私の方で確認させていただいて答申を行うとさせていただきますので、よろしくをお願いします。事務局の方で調整をお願いします。
	続きまして、議題(2)報告「景観計画の普及・啓発について(平成30年度事業の報告)」を議題とさせていただきます。事務局より報告をお願いします。
事務局	(事務局報告)
議長	この件に関しまして、ご意見、ご質問等はございますか。
委員	景観建造物につきまして、指定プレートを作るという話がありましたが、どうなりましたでしょうか。

事務局	<p>景観建造物は東多田夢勝庵と花屋敷山手町と2軒ございまして、今年度の始めに、庁内で魅力発信担当として入っている外部のデザイナーにデザインを依頼しました。予算の関係上鋼製のパネルではないのですが、アクリルプレートにデザインが施された耐候性のあるシートを貼ったものになります。花屋敷山手町につきましては私共が玄関の入り口部分に貼らせていただきました。</p>
事務局	<p>このデザインが現物でございまして、それぞれの玄関に掲出させていただいております。</p>
事務局	<p>東多田夢勝庵に関しましては登録文化財に登録される予定でございますので、そのプレートと合わせてバランスを取りながら掲出をしていただけると聞いております。</p>
議長	<p>その他、ご意見ご質問はございませんか。</p>
委員	<p>川西市の花や色がありますよね。そういうものは景観とあまり結びつけないのですか。</p>
事務局	<p>今回は考慮せずにガイドラインを考えていたのですが、過去に結び付けて活動した例はありまして、川西の色である薄紫のりんどうの色をガードレールにしようとして失敗した例はあります。現在は考えておりませんが、将来的にはタイミングを見て考えられたら良いと思っております。</p>
委員	<p>市の花がりんどうなのですか。</p>
事務局	<p>はい。市花がりんどうで、その色が薄紫色です。</p>
委員	<p>それでしたら、賞状にりんどうの花を入れたら良かったですね。何か市を意識できるようなものを仕掛けていった方が良いと思いますし、景観のガイドラインの表紙にも市花を入れることが市をイメージするのに良いのではないかという気がします。こういうのは大事だと思います。</p>
事務局	<p>機会を見て、活用していきたいと思います。ご意見、ありがとうございます。</p>
委員	<p>それでは、りんどうのイラスト等を募集した方が良いと思います。りんどうのイラスト等を使っていくことが、景観の事業にもつながってくると思います。りんどう畑とかはどこかにあるのですか。</p>
事務局	<p>若宮の方に、野生のりんどうがあると聞いたので見に行ったのですが、私は見つけることが出来ませんでした。</p>
委員	<p>市役所の周りに植えたら良いかもしれませんね。せっかく市花があるのですから。</p>
事務局	<p>個人的に植えられた方もいらっしゃるのですが、うまく育たなかったようです。</p>

委員	植栽は難しいですね。
事務局	はい、難しいようです。
議長	その他、いかがでしょうか。
委員	先程、デザイナーの方がいられているということでしたが、どちらの部署に入られているのですか。
事務局	産業や文化観光の部署で入っております。
委員	別件で他都市のまちなみ調査に入った時に、案内板が多すぎて逆に煩雑で分かりにくくなっていると思いました。良い例としましては、芸術系の大学が改修に当たってサイン計画を行ったのですが、フォントを全てそろえて使用し、掲示物の色も統一したら、建物も含めて全体的にもものすごく統一感のあるものになりました。このように、トータルなイメージとして川西をアピールできるようなデザインにすると、それが物理的な景観にも反映されてくるし、市民の目にもとまります。全てが統一されていくと、市内全体にとって良い方向にイメージが向かっていこうとしていることが表現できると思いますので、可能であれば今後そういった協議もお願いします。
議長	貴重なご意見、ありがとうございます。C I (コーポレートアイデンティティ) ですね。
事務局	公共施設等ガイドラインの先進市に西宮市や伊丹市がありますが、次の取り組みとして公共サインのデザインガイドラインを策定されていますので、川西市もどこまで追いつけるか調整が必要ですが、参考にしていきたいと考えております。
議長	その他、よろしいでしょうか。 ご意見はないようですので、これで終了させていただきます。 最後に、事務局よりお願いします。
事務局	長時間、ご審議いただきましてありがとうございました。 本日ご審議いただきました公共施設等景観形成ガイドラインにつきましては、来年度より運用を開始したいと考えております。また、運用状況や協議内容につきましては適宜ご報告させていただければと思います。
議長	以上をもちまして平成30年度第3回川西市景観審議会を終了させていただきます。 ありがとうございました。

